

トラック奈良

5

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和3年]2021

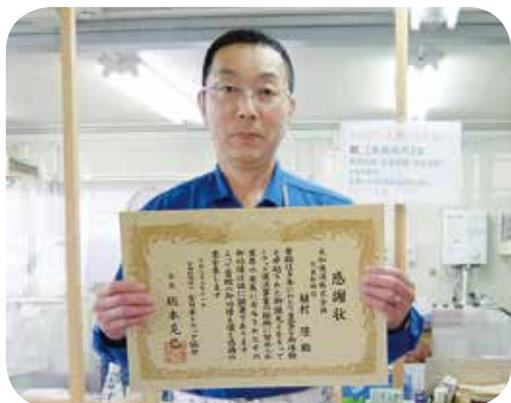
No.325



トラックによる安全啓発活動

全日本トラック協会会長表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送業の振興に努め業界の発展に寄与した功績により感謝状が授与されました。



▲大和商運株式会社
代表取締役 植村 隆 氏



▲株式会社泰平物流
代表取締役 東野 靖人 氏



▲株式会社堀川土木建設工業
代表取締役 堀川 誠司 氏

* 写真撮影のためマスクを外しています。

全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から交通事故防止等運動期間中の功績により表彰状が授与されました。



▲ヤマト運輸株式会社
高田 慎也 氏



▲アートコーポレーション株式会社
橋 雅之 氏

* 写真撮影のためマスクを外しています。



ラッピングトラック「祈りの地奈良へ号」

全日本トラック協会会長表彰受賞	巻頭
正副会長会議を開催	2
交通安全・労災防止対策委員会	3
春の交通安全県民大会	4
春の交通安全県民運動(郡山地域)	5
トラックによる安全啓発活動	6
監事による監査	7
活躍する女性ドライバー	8
貨物自動車運送事業安全性評価事業	9

■ 全ト協から

交通事故統計分析結果	12
飲酒運転の根絶を目指して	14

■ 国土交通省から

国土交通省からのお知らせ	16
--------------	----

■ 近畿総合通信局から

近畿総合通信局からのお知らせ	20
----------------	----

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	21
---------------	----

■ 事故対から

事故対からのお知らせ	22
------------	----

■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2021年2月)	23
--------------------	----

■ 奈ト協から

適正化事業・巡回指導報告書	24
KIT事業の案内	26
5月の行事(予定)表	27
トラックの構造上の特性	28
事業用自動車事故事例No.69	29

■ 奈良労働局から

奈良労働局からのお知らせ	30
--------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	31
----------------	----

■ 奈ト協から

定時総会の日程	32
---------	----

荷捌き専用スペースが設置されました	巻末
-------------------	----

第1回正副会長会議を開催

日時：令和3年4月2日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館



▲塚本会長

第48回定時総会開催に向け、全般的なスケジュール等の話し合いが行われ、意思統一が図られました。

この日は、塚本哲夫会長、清水益成・中 秀夫・森本禎男・萩原良介各副会長と吉村繁美相談役が出席しました。



第1回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和3年4月16日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長
委員：9名 役員：2名
事務局：1名 以上13名

議事

(1) 子どもの事故防止 足型ストップマーク普及事業について

奈良県交通安全母の会と連携し、令和2年度は貼り替え用として13市町村に配布したことを報告した。

(2) 奈良・針トラックステーションの施設利用状況について

令和2年4月から令和3年2月における大型トラックの立寄台数が、合計159,697台（1日当たり478台）であったことを報告した。

(3) 令和3年度（第32回）3ヵ月無災害運動について

運動期間中（6月1日～8月31日）を中心に、事業場における自主的な労働災害防止活動の定着を図り、労働災害ゼロの達成を目的に実施することを説明し、参加を要請した。

(4) トラックドライバーの雇用確保対策について

運送業界への就職促進を図るため、高校新卒者向けパンフレットを作成し、奈良県内5カ所のハローワーク窓口において、求職者への配布を依頼したことを報告した。



▲中西委員長



▲中副会長

(5) トラックドライバーの健康管理セミナーについて

健康起因事故及び過労死等の防止のため、奈良産業保健総合支援センターと共催したことを報告した。

日時：2月3日（水）14：00～15：30
内容：「危ないその数値～押さえておきたい健診データ～」
新型コロナウイルス感染症対策について

参加者：18社18名

(6) 陸災防奈良県支部 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画（案）について

令和2年度は、労働災害防止5カ年計画の目標達成に向け、主要対策8項目を実施したこと、令和3年度は、更なる労働災害の減少及び死亡災害の撲滅のため、労働災害防止への取組を一層推進することを説明した。



令和3年春の交通安全県民大会 ～塚本会長が交通安全宣言～

日：令和3年4月5日(月)
場所：いかるがホール（生駒郡斑鳩町興留）

春の交通安全県民運動の周知徹底と県民の交通マナーの向上を図るとともに、交通事故を防止するため、県民大会が開催されました。

荒井正吾奈良県知事が挨拶された後、奈良県トラック協会の塚本哲夫会長が交通安全推進団体を代表して交通安全宣言を行いました。

交通安全宣言

交通事故のない社会は、県民全ての願いであります。昨年の県内の交通事故死者数は過去最少となりましたが、依然として25の方が交通事故で亡くなっています。

このような悲惨な事故をなくし、「交通事故のないやすらぎの大和路づくり」を実現するため、私たち関係機関・団体は一致団結して、県民1人ひとりの正しい交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、「春の交通安全県民運動」を強力に推進することを宣言します。



春の交通安全県民運動

郡山地域

日時：令和3年4月6日(火) 午前7時30分～
場所：JR郡山駅周辺



▲始業式に向かう小学生にも呼びかけ

交通安全は、
「落ち着いてあせらず、
丁寧に」を
合言葉として



▲中秀夫郡山支部長

郡山地域は交通安全県民運動の初日、小中学生の始業式でもある朝の通学与通勤時間にあわせてJR郡山駅とその周辺で啓発活動を行いました。活動に先立ち、郡山市交通対策協議会会長の上田清市長は「交通安全は、『落ち着いてあせらず、丁寧に』を合言葉に安全なまちづくりへの協力をお願いしたい」とあいさつ。郡山警察署の青野秩之署長は「交通事故は減って

きているが、JRと近鉄の間の郡山駅周辺は狭い通路で、朝の通勤通学や帰りの時間帯で車と自転車や歩行者との事故が多く発生している。通学路の安全確保も重要、これからもポイントを絞った安全対策をやっていき」と述べました。

支部の会員15人は交通対策協議会や警察署員らと改札口や東西の出入り口に分かれて「交通安全にご協力を」と声をかけな

がら、啓発品を手渡していました。



▲あいさつをする青野秩之署長



▲上田清市長（左側）



令和2年度トラックによる安全啓発活動

日時：令和3年3月26日(金) 午後2時～

場所：富士運輸株式会社 車庫

(公社) 奈良県トラック協会は、輸送の安全と奈良県の地域産業を広くPRするためのラッピングトラック『奈良県プレミアムセレクト号』と『祈りの地奈良へ号』の完成披露を行いました。

『奈良県プレミアムセレクト号』の中型車両は、塚本運送㈱に

『祈りの地奈良へ号』の大型車両は、富士運輸㈱にご協力頂きました。



* 写真撮影のためマスクを外しています。

監事による監査

日時：令和3年4月21日(水) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館

阪井紘行監事、東口哲夫監事、壺井和子監事により、令和2年度の事業報告及び決算の監査を受けました。



▲阪井監事



▲東口監事



▲壺井監事

活躍する女性ドライバー

ヤマト運輸株式会社

奈良ベース店
(大和郡山市今国府町)

藤本 恵さん



▲あこがれの大型トラックをバックに

* 写真撮影のためマスクを外しています。

夢だった大型トラックのドライバーにあと少し！

一昨年9月から、パートのドライバーとして働いている藤本さん。10人のグループで、女性が自分一人という不安な気持ちでスタートしたが、みんなが仲間として、大切に受け入れてくれているので、職場環境に恵まれたという思いが強い。待遇面からあえて夜勤を選び、4tト

ラックで各営業所へ配送。始めのうちは、昼間寝ることに慣れなかったが、夜型生活が定着すると、むしろ銀行や役所、病院などには都合をつけやすいとメリットも感じている。

車の運転が好きで、中でも大きなトラックに魅力を感じる。勤務しながら新たに免許を取得

するのはなかなか難しい面もあったが、周りの理解とサポートで、念願の大型免許を取得することができた。取得後1年が経過すると、社内免許をとることができるので今後、大型トラックのドライバーとして働くことを楽しみにしている。



▲車止めをセット



▲トラックに乗り込む藤本さん

* 写真撮影のためマスクを外しています。

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2021年7月1日(木)～7月14日(水)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日／2021年4月23日(金)

頒布方法／申請案内↓全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる

作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日／2021年5月6日(木)

頒布方法／申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2019年度(新規)	199****
2回目更新	2018年度(初更)	189**** (1)
3回目更新	2017年度(2更)	29***** (2)
4回目更新	2017年度(3更)	29***** (3)

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



Gマーク認定事業所のみなさん、認定ステッカーを正しく使用できていますか？
適切ではない使用例は剥がしてください。



インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック協会会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

2021 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

1. 申請受付期間

2021年7月1日(木)～7月14日(水)【土・日曜日は除く】

※郵送により申請書類を提出する場合は、7月12日(月)までに地方実施機関へ必着となります。

2. 申請書類の頒布

(1) インターネットによる頒布

①頒布開始日：2021年4月23日(金)

②頒布方法：申請案内 → 全日本トラック協会ホームページ <https://www.jta.or.jp>

申請書・自認書 → 申請書作成システム <https://gmark.jta.or.jp/gmark/>

※申請書作成後、申請受付期間中に地方実施機関(都道府県トラック協会)において、郵送による受付手続きを行う必要があります。

(2) 紙媒体による頒布

①頒布開始日：2021年5月6日(木)

②頒布方法：申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)より入手して下さい。【土・日曜日は除く】

3. 申請資格要件

2021年7月1日現在で以下の要件を満たす事業所

①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。

②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。

4. 認定要件

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

①各評価項目の評価点数の合計点が80点以上(101点満点)であること。

②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。

I. 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点(40点満点)

II. 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点(40点満点)

III. 安全性に対する取組の積極性・・・・12点(21点満点)

③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

④社会保険等への加入が適正になされていること。

5. 安全性優良事業所の認定の有効期間

2022年1月1日～2023年12月31日までの2年間(新規認定事業所の場合)

※更新事業所の場合は、2022年1月1日より3年間(初回更新事業所の場合)

又は4年間(2回目更新以降の事業所の場合)

6. その他

複写式申請書(手書き記入)による申請の場合には、申請書実費1,000円(税込)を収受させていただきます。詳細は申請案内をご覧ください。

※申請書作成システムで作成した申請書による申請の場合は、無料です。

【お問い合わせ先】 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 板倉・谷・布施・松本

☎ 03-3354-1067 (適正化事業部直通)

総務部広報室 齋藤

☎ 03-3354-1029 (広報室直通)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」において、下記のとおり特例措置を講じます。

評価項目に係る特例措置

Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性(配点21点)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった取組について、下記の項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

項目2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙1)で確認いたします。

項目3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙2)で確認いたします。

項目5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。

外部機関の研修について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった研修会について自認書(別紙3)で確認いたします。

※別紙1～別紙3については、全日本トラック協会ホームページに掲載しております。

交通事故統計分析結果

令和2年中 事業用トラックが第1当事者となった死亡事故

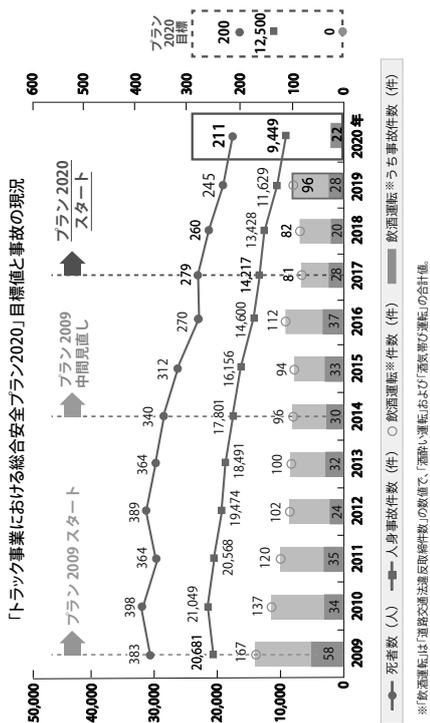
全ト協 交通事故統計分析結果〔発生地別〕 (概要)

対象は事業用自動車(軽を除く)が第1当事者となった死亡事故。また、「車両相互」での第2当事者となる「車両」には道路交通法上の「車両」である「自転車等」を含む。

◆ 事故件数および死者数

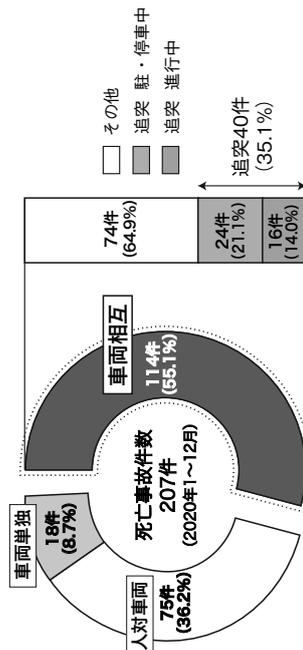
・2020(令和2)年の交通事故統計(発生地別)が公表され、2020年を最終目標年とした「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標指標である、事業用トラックを第1当事者とする「死者数」は目標200人に対して211人は未達成だったが、「人身事故件数」については目標12,500人に対して9,449人と達成した。

・一方、「飲酒運転ゼロ」に対しては未達成であり、業界一体での更なる取り組みが必要不可欠。



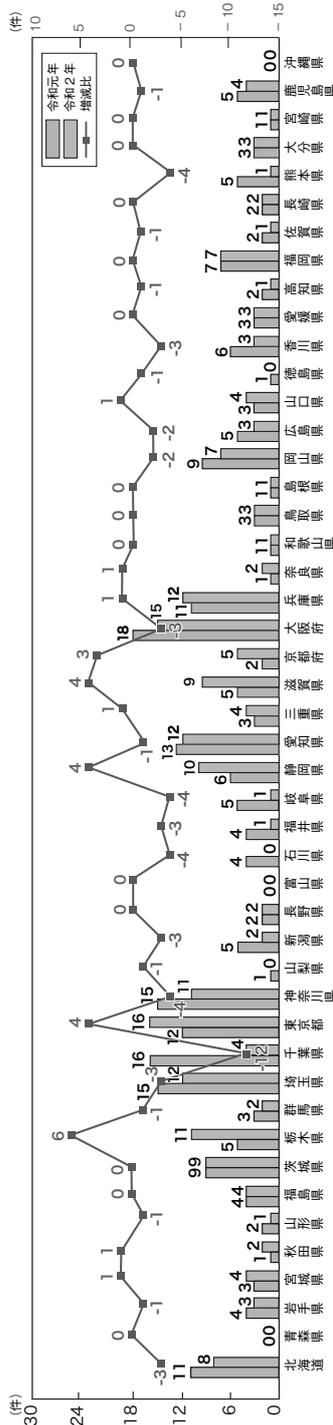
◆ 事故類型別

- ・令和2年1月～12月の傾向をみると、「車両相互」が最も多く114件(55.1%)と6割近くを占めている。
- ・次いで、「人対車両」75件(36.2%)、「車両単独」18件(8.7%)と続いている。



◆ 発生地別

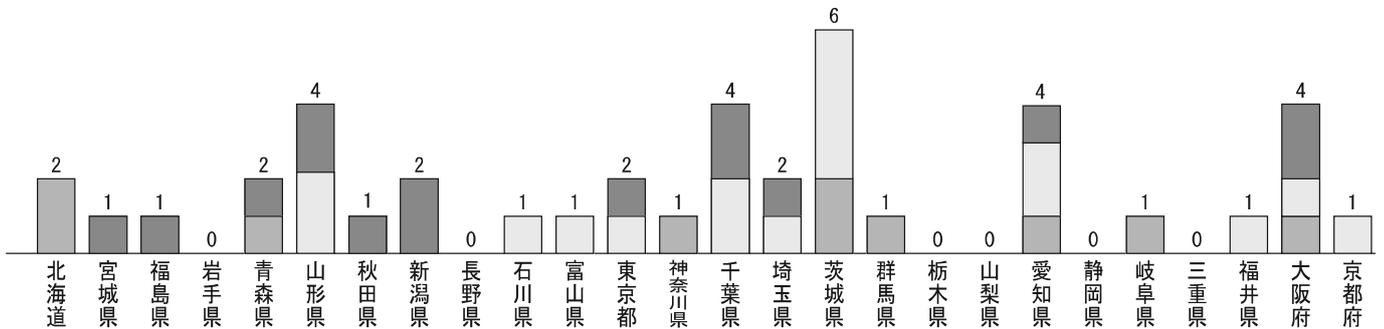
- ・令和2年1～12月の発生地別死亡事故件数の多い県をみると、「東京都」が最も多く16件となっている。
- ・前年と比較すると、「栃木県」が最も多く6件増となっている。
- ・一方、少なくなかった県をみると、「千葉県」が12件減、次いで「神奈川県」、「石川県」、「岐阜県」、「熊本県」がそれぞれ4件減となっている。



出典: (公財) 交通事故総合分析センター

飲酒運転の根絶を目指して

車籍地別飲酒運転事故件数



飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例(2018年の重大事故報告を調査・分析)は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者の点呼前に運転者が飲酒した事例

① 乗務前に点呼が実施されなかった事例

1	前日(休日)に自宅で飲酒して就寝。翌日5時30分頃に出社し、点呼者不在のため点呼を受けずに出庫し、8時50分頃に事故発生。
2	6時の出庫を指示していたにもかかわらず、同日3時頃に運行管理者の対面点呼を受けずに飲酒状態で出庫してすぐに交差点で他車に接触。
3	前日に事業用自動車で帰宅。自宅付近の飲食店で18時過ぎから翌日2時過ぎまで焼酎などを飲酒。同日10時20分頃に出社のため当該車両で出発し、10分後に事故発生。

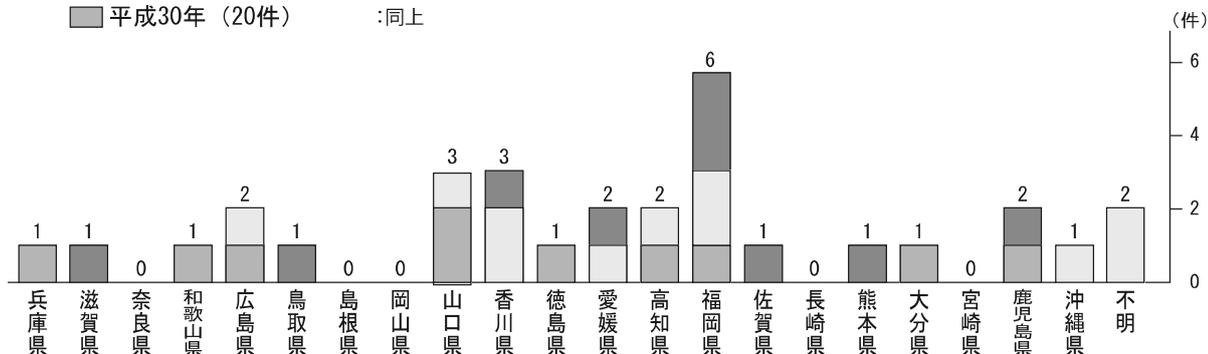
② 乗務前に点呼が実施されたものの、運転者の酒気帯びが見逃された事例

1	3時の点呼時にはアルコール検知器に息を吹きかけているように運行管理者の前で見せたものの、実際は息が吹きかからないように工夫していた。点呼後に車庫を出発。6時30分頃に飲酒した上で運行再開。さらに8時過ぎに飲酒して運行再開し、9時30分頃に他の車両・工作物に接触。
2	10時30分頃、集荷のための待機中、缶ビールを飲み仮眠。15時頃の電話点呼時にはアルコール検知器の数値を0.00mg/lと報告の上、運行を開始。21時50分頃、酒気帯びで検挙。
3	宿泊を伴う運行の休息中、ドライブインで22時過ぎに缶酎ハイを飲み仮眠。翌日6時起床後、電話点呼の上、運行を開始したが、2時間後に事故発生。

運行管理者の点呼後に運転者が飲酒した事例

1	4時前に点呼を行い車庫を出庫。4時過ぎ、コンビニで缶酎ハイを飲酒し、4時30分頃に運行再開。その3時間後に赤信号に突入し、他の車両と衝突。
2	休憩中に飲食店で飲酒後、駐車場から出る際に他車と衝突。(当該運転者が運転していた車両にはアルコールインターロックが装備されていたが、エンジンをかけた状態で休憩をとっていた。)
3	12時30分頃にコンビニで焼酎などを飲酒後、休息の予定だったが車両を運転し、14時過ぎに交差点で他車と接触。
4	11時20分頃に点呼を行い車庫を出発。休憩中に自宅に立ち寄り飲酒をし、17時過ぎに荷受け場所に向け出発。その後の運行で18時頃に追突事故発生。

- 令和2年（速報値25件）：事業用トラック（軽は含まず）による飲酒運転事故件数。物損事故を含む。（出典：国土交通省）
 □ 令和元年（28件）：事業用トラック（軽は含まず）による飲酒運転事故件数。物損事故を含まない。（出典：警察庁）
 ■ 平成30年（20件）：同上



飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信でき管理者が直接確認できるシステム（IT点呼）の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

（解雇）
 第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
 1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
 （以下、略）

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

国土交通省からのお知らせ

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

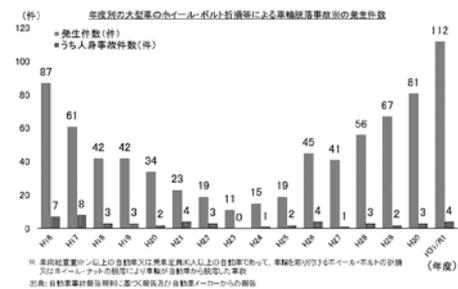
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)



① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

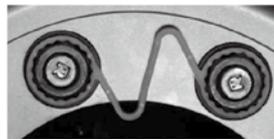
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

2. スケジュール

公布：令和3年3月31日（本日）

施行：令和3年4月1日

<問い合わせ先>

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639



国自貨第5号の2
令和3年4月14日

全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和4年2月末までに全国民に提供できる体制を整備しているところですが、事業用自動車のみではワクチンの輸送力の確保が困難となることが予想されるところです。

こうした状況を踏まえ、令和3年4月19日から令和4年2月28日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することを認めることとし、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成15年2月14日付国自貨第90号）」（以下、引越レンタカー通達という。）に準じてその運用を別紙のとおり定めたところとします。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限る。）の輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 引越レンタカー通達に係る別紙様式1について、本通達においては発行しないこととする。
- 6 レンタカー届出等の実績については、届出等に記載された内容を、各運輸局等において把握し、本省自動車局貨物課からの指示に応じて当該実績を報告することとする。

近畿交通共済からのお知らせ

令和3年度 交通事故防止 作品コンクール

標語・体験記・児童画募集

近畿共済では、今年度も組合員・従業員の皆さまから交通事故防止を訴える「標語・体験記・児童画」を募集しています。日々のお仕事での貴重な体験や事故防止についてのご意見を標語・体験記にしてお寄せください。体験記については、無事故を祈るご家族の方の作品も歓迎します。また、小学生、幼児の子どもさんのかわいい児童画も募集します。

入選作品には全国トラック交通共済協同組合連合会から賞状と副賞を、また体験記・児童画の応募者にはQUOカード500円分を進呈いたします。(標語への応募者にはQUOカードの進呈はありません)

体験記および児童画を応募いただいた方には、近畿共済から別途記念品を差し上げます。

なお、作品は1人につき1点(標語は3点まで)とさせていただきます。

応募資格 組合員事業主および従業員とその家族(親、配偶者、子ども)

児童画については、幼児、小学校低学年および高学年の3部門

記載事項 応募作品には、氏名、年齢、会社名および会社住所を明記してください。

加えて、体験記および児童画には、タイトル、電話番号、家族の場合は続柄を、児童画には学年を明記してください。

応募締め切り 令和3年6月30日(水)(当日消印のあるものは有効)

送り先・お問い合わせは (標語のみメールでの送付可)

近畿交通共済協同組合 事故防止サービス課

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

TEL/06-6965-2826 FAX/06-2965-2838 E-mail/safety@kinkyō.or.jp

児童画最優秀賞
はトラックにラッ
ピングも!

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743-59-1701まで

事故対からのお知らせ

令和3年度(2021年度) 運行管理者等一般講習のご案内

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和3年度運行管理者等一般講習について下記のとおりご案内します。御社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証書で確認してください。

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます(この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。)

1. 開催日・会場等 (例年と実施時期、実施会場を変更しておりますのでご注意ください。)

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 3年10月27日(水)	貨物	奈良県文化会館	令和3年8月27日～
令和 3年10月28日(木)	貨物		

● 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、9:50～16:00頃です。

■ 一般講習【動画配信講習】※

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 3年 5月13日(木)	貨物	NASVA 奈良支所	受付中
令和 3年 5月20日(木)	貨物		
令和 3年 7月15日(木)	貨物		令和3年5月14日～
令和 3年 7月29日(木)	貨物		令和3年5月28日～

● 受付時間は、8:30～9:00です。講習時間は、9:00～15:00頃です。

● 【動画配信講習】は、講師資格者の下、受講ブースにてDVDを視聴する講習スタイルとなっております。

● 5月の講習で使用するテキストは、2020年版を使用して開催いたします。あらかじめご承知おきください。

● 8月の講習は、6月に予約を開始する予定です。開催日は追って公表いたします。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ(「ナスバ」で検索)

<https://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックしてください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 一般講習 3,200円

5. その他 本講習に関するご連絡は当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

軽油価格調査集計表(2021年2月)

令和3年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2021年2月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	99.20	89.40	97.56

2021年2月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	95.26	88.65	100.60
出光昭和シェル	101.03	90.06	92.78
キグナス		89.70	
コスモ	99.50	87.99	101.00
その他	101.85	90.19	95.65

2021年2月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	99.46	89.97	98.51
30～50キロリットル未満	93.90	87.63	90.48
50～100キロリットル未満		88.68	96.50
100キロリットル以上		86.89	

2021年2月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	99.84	89.08	98.20
30～60日未満	99.33	88.92	97.16
60日以上	92.90	94.43	99.95

軽油価格推移表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年10月	88.65	79.02	88.56
2020年11月	88.84	77.90	87.35
2020年12月	90.49	82.21	93.25
2021年1月	94.69	85.53	93.94
2021年2月	99.20	89.40	97.56

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和2年度実施状況				
年間目標件数	計画件数	実施件数	目標件数に対する実施率	計画件数に対する実施率
262件	123件	97件	37.0%	78.9%

項目別指導結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	96	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	96	3	3.1%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	96	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	96	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	96	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	66	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	96	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	96	1	1.0%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	43	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	4	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	96	3	3.1%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	96	1	1.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	54	10	18.5%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。	96	2	2.1%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	94	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	94	11	11.7%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	96	2	2.1%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	97	14	14.4%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	94	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	96	10	10.4%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	96	1	1.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	80	7	8.8%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	23	8	34.8%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	96	13	13.5%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	77	32	41.6%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	77	17	22.1%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	95	1	1.1%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	94	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	95	10	10.5%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	96	1	1.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	96	13	13.5%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。	61	7	11.5%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。	94	8	8.5%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	95	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	96	18	18.8%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	94	11	11.7%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	92	13	14.1%
VII. 運輸安全管理		1. 運輸安全管理の実施は適正か。	96	15	15.6%
指導件数合計			3,251	232	7.1%

(注) ○…重点指導項目 ☆…盡柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	38(2)件	17(5)件	10(2)件	4(3)件	1件	件	70(12)件
新規参入	2件	6(5)件	6(2)件	1件	1(1)件	件	16(8)件
新規(他)	4(1)件	3(2)件	3(1)件	件	件	件	10(4)件
特別(労)	件	件	件	件	件	1件	1件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	44(3)件	26(12)件	19(5)件	5(3)件	2(1)件	1件	97(24)件

()は会員外の件数です

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年3月実施状況		令和2年度月別実施件数					
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数
13件	9件	4月	1件	8月	8件	12月	8件
		5月	1件	9月	14件	1月	13件
		6月	5件	10月	19件	2月	7件
		7月	8件	11月	6件	3月	9件

令和3年3月実施結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	9	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	9	0	0.0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	9	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	9	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	9	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	9	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	9	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	9	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	9	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	9	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	7	3	42.9%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。	9	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	8	3	37.5%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	9	1	11.1%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	9	4	44.4%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	8	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	9	3	33.3%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	9	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	8	0	0.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	2	66.7%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	9	3	33.3%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	7	6	85.7%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	7	1	14.3%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	8	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	9	3	33.3%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	9	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	9	2	22.2%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。	5	2	40.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。	8	0	0.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	9	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	9	5	55.6%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	8	2	25.0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	8	4	50.0%
VII. 運輸安全管理		1. 運輸安全管理の実施は適正か。	9	2	22.2%
指導件数合計			300	46	15.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

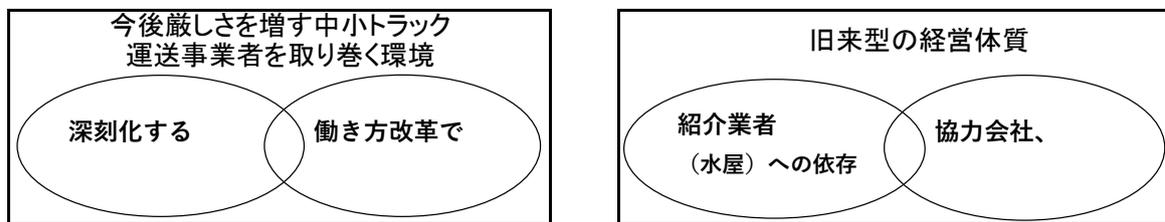
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	件	2件	3件	2(1)件	件	件	7(1)件
新規参入	件	1(1)件	1件	件	件	件	2(1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	件	3(1)件	4件	2(1)件	件	件	9(2)件

()は会員外の件数です

K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K・I・T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*運賃の集金は組合精算ですので安心です。

*運賃の支払いは45日サイトです。

*軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和3年	2月	3月
軽油	95円	101円

4トﾝ車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2021年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラック協会・陸災防奈良県支部

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
15	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
16	日	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
22	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
23	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
28	金	14:00～	奈ト協 第48回定時総会/陸災防奈良県支部 第59回通常総会	ザ 檣 原
29	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
30	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館

※フォークリフト運転技能講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。



5. 荷崩れ防止のための 運行上の注意点

1 ハンドル操作に注意する

荷崩れ防止には運転方法も重要な要素になります。走行中の揺れは避けられませんが、急ブレーキ、急発進、急旋回走行等の回数が多いとそれだけ積荷の変形、固縛のゆるみも増大され、荷崩れ発生につながります。

いちばん大切なことは、過大なハンドル操作をしな

いことです。とくにカーブ走行、右左折、車線変更の際に受ける遠心力は、トラックが曲がりようとする方向と、反対の方向に飛び出そうとする力が働きます。

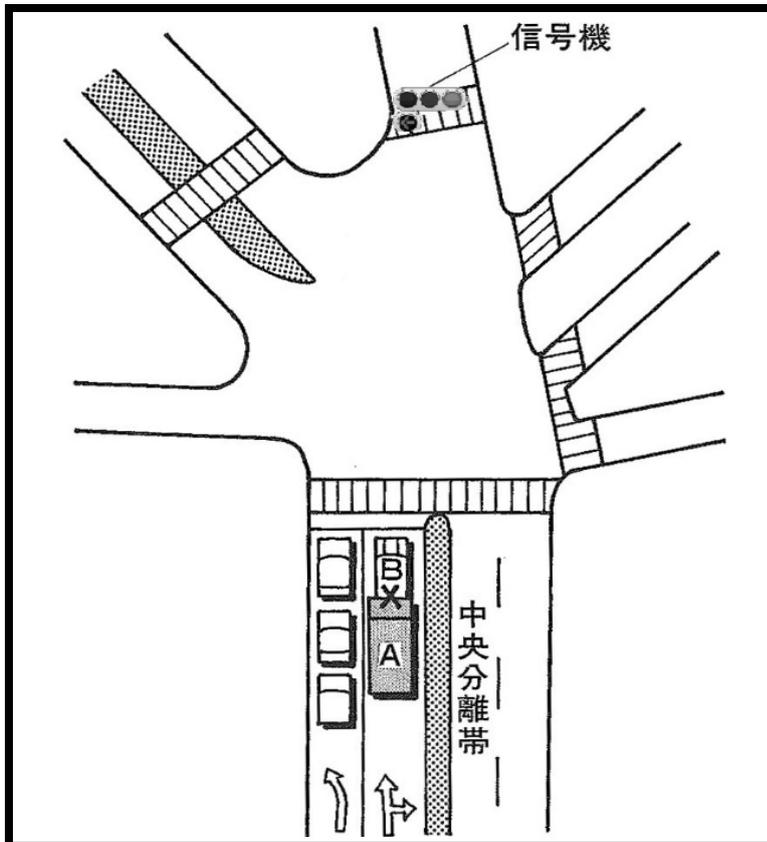
また、重機などを運搬するときは、停車時は安定していても、カーブ走行時などは遠心力がかかり、荷崩れや落下により重大事故を起こしかねません。あらかじめワイヤロープなどでしっかり固縛しておく必要があります。



事業用自動車事故事例 No.69

誤発進した大型貨物車と停止中の普通貨物車への追突事故

■ 事故の概況



事故類型：追突
 発生日時：夜間
 当事者A：大型貨物車
 （ショベルカー積載）
 20歳代 男
 当事者B：普通貨物車（年齢
 性別不明）

■ 事故の概要

左折信号が先に表示される信号機が設置されている片側2車線の交差点で、AはB車に続いて信号待ちをしていました。その後、左側車線に並んで停止していた左折車が発進したので、自分の車線も青信号に変わったものと思い込み、前方の信号を確認しないまま発進したところ、前車Bの後部に衝突しました。この信号機は、左折車線の信号が先に青信号に変わり、その後直線車線が青に変わるという時差式信号機でした。

■ 事故から学ぶ

信号機のある交差点では、信号の表示を必ず自分の目で確認してください。他の車線の信号が青信号であっても、自車線の信号が青信号であるとは限りません。

運転への慣れや過信は注意力を低下させ、危険認知の遅れや欠如となって交通事故を誘発しやすくなるものです。ハンドルを握ったら常に緊張感を持続しながら運転しましょう。

交差点では、信号が変わってもすぐに発進せず、周りの安全を確認してから発進するぐらいの余裕が欲しいものです。

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（火）から7月12日（月）です。

期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

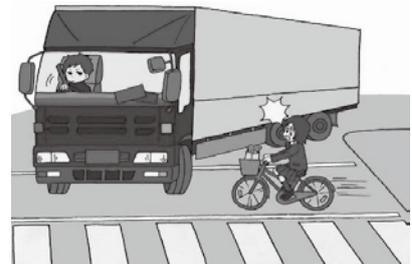
4月15日現在				
区分	令和3年	令和2年	増減数	備考
総件数	10,427 件	10,461 件	-34 件	1日に約 99 件
人身事故件数	847 件	866 件	-19 件	1日に 8 件
死者数	4 人	7 人	-3 人	約26日に 1 人
負傷者数	1,049 人	1,069 人	-20 人	1日に約 10 人
物損事故件数	9,580 件	9,595 件	-15 件	1日に約 91 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

4月15日現在			
区分	令和3年	令和2年	増減数
総件数	476 件	443 件	33 件
人身事故件数	37 件	30 件	7 件
死者数	0 人	2 人	-2 人
負傷者数	54 人	38 人	16 人
物損事故件数	439 件	413 件	26 件

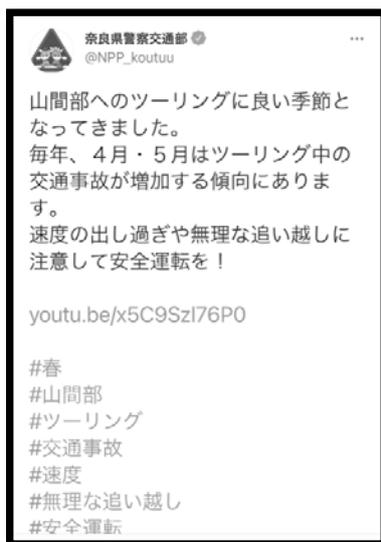
(データは概数)



- ・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**0人(前年比-2人)**です。
- ・県内の交通事故件数は人身事故件数・物件事故件数ともに前年比減少していますが、事業用貨物自動車に関する人身事故件数は前年比7件増加しており、物損事故件数についても前年比26件増加しています。

3 奈良県警察交通部Twitterについて

県警察では、本年3月から奈良県警察交通部Twitterの運用を開始しました。交通安全情報や交通に関する取り組み、イベント情報などを発信しています。各事業所の皆様も是非ご覧ください!!



奈良県警察交通部Twitter

奈良県警察

定時総会の日程

会員各位

公益社団法人奈良県トラック協会

第48回定時総会の日程について

- 1 日 時
令和3年5月28日（金） 午後2時～
- 2 場 所
ザ樫原
橿原市久米町652-2 TEL 0744-28-6636
- 3 議 事
○ 令和2年度事業報告及び決算承認に関する件

監査報告

○ 役員を選任に関する件

※可能な限りご出席をお控え頂き、議決権行使書面の提出をお願いします。

荷捌き専用スペースが設置されました

「近鉄西大寺駅南土地区画整理事業」の工事が完成し、令和3年4月1日より南口駅前広場に荷捌き専用スペースが設置されました。

場所：近鉄大和西大寺駅南口駅前広場（奈良市西大寺南町）



※奈良市ホームページより引用



トラック奈良 2021年5月 第325号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

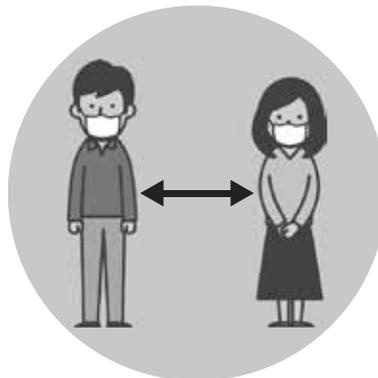
感染防止対策

マスク着用の徹底



3つの「密」の防止

(密閉・密集・密接)



手洗い・手指の消毒

